

令和7年度イノベーションラボ事業業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行うイノベーションラボ事業において、より良い社会の形成に必要な「新たな価値を生み出す創造力」やイノベーティブな思考等を持った生徒を育成するため、静岡県内企業等の潜在的な資源・技術等を教材とした短期的な教育プログラムを実施するにあたり、最も優れた企画力、経験及びノウハウ等を持つ事業者には業務を委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものとする。

2 業務委託の名称

令和7年度イノベーションラボ事業業務委託

3 委託期間

契約日から令和7年10月31日まで

4 契約限度額

3,987,971円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別添「令和7年度イノベーションラボ事業業務委託要領」のとおり。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は会社等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「イベント」の営業種目の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 県内企業の特徴等を熟知するなど、当該業務を確実に履行できる知識、能力、体制を有する者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下

「法」という。) 第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。

委託先の選定は、別紙「令和7年度イノベーションラボ事業業務委託企画提案の評価基準」(以下「評価基準」という。)により、イノベーションラボ事業業務委託企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

令和7年5月14日(水)	ホームページ公開
令和7年5月20日(火)	参加表明書、誓約書及び質問書等の提出期限
令和7年5月22日(木)	質問書に対する回答期限
令和7年5月26日(月)	企画提案書の提出期限
令和7年5月27日(火)	1次選定結果の通知
令和7年5月29日(木)	プレゼンテーション(予定)
令和7年5月30日(金)以降	2次選定結果の通知(予定)

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書(様式1)及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書(様式2)並びに関係する資料を令和7年5月20日(火)午後5時までに提出しなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届(様式3)を令和7年5月26日(月)正午までに提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送による

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案書の提出にあたっては、委託業務内容を十分に理解したうえで作成すること。
- (イ) 上記 5 に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

- a 企画提案書の構成は自由であること。
- b 企画提案書は、委託業務をどのように方針や手法で展開していくか、図表等を用いてわかりやすく表現すること。
- c 企画提案書は、A 4 判で作成のこと。

(イ) 提出部数等

提出部数は 7 部とする。

(ウ) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- d 提出された企画提案書は返却しない。また、採用された企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(エ) その他

企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式 4）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式 5）、見積書（任意様式）、見積額内訳書（任意様式※）

※「見積額内訳書」は、別紙参考様式を参考の上作成すること。

(ア) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を示すこと。

(イ) 業務実績表作成上の注意

過去 5 年以内に受託（実施）した、国又は地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が出資する法人等の教育事業に係る企画業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

直接持参又は郵送による。持参の場合は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時の間とする。ただし、令和 7 年 5 月 26 日（月）は正午までとする。

ウ 提出期限

令和 7 年 5 月 26 日（月）正午まで（必着）

エ 提出先

静岡県教育委員会高校教育課指導第 2 班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 県庁西館 7 階

(5) 質問事項の受付及び締め切りについて

本要領等の内容についての質問は質問書（様式 6）により令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時までに提出することとし、締め切り時刻以降の質問は受け付けない。

ア 提出方法 持参、郵送又はメール（kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp）による

イ 提出先 静岡県教育委員会高校教育課指導第 2 班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 県庁西館 7 階

ウ 回答期限 回答は、令和 7 年 5 月 22 日（木）までに、本要領を配布した者全てにメールにて通知する。

9 審査

(1) 1 次審査

提出された参加表明書、誓約書等により 1 次審査を行う。1 次審査の結果は、令和 7 年 5 月 27 日（火）までに文書により通知する。

また、企画提案者が多数となった場合は、1 次審査にて 5 者程度に選定することがある。

(2) プレゼンテーション

月日：令和 7 年 5 月 29 日（木）（予定）

場所：県庁内会議室（静岡市葵区追手町 9 番 6 号）

※説明時間等は参加表明者に別途通知するものとする。

ア 1 提案あたりのプレゼンテーションの時間は 20 分（説明 10 分、質疑 10 分）とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 2 次審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより 2 次審査を行う。

10 選定方法

評価基準により、審査委員会の委員が審査し、決定する。

11 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に令和 7 年 5 月 30 日（金）（予定）以降に文書により通知する。

(2) 説明は、電話又は来庁面会による。

12 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語並びに通貨は日本語及び日本国貨幣とする。
- (2) 契約の締結は契約書による。
- (3) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。
- (4) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施にあたっては、委託者と協議して実施内容を決定する。なお、協議によって変更した業務に伴う必要経費の増減は契約限度額内で調整するものとする。

13 問い合わせ先

静岡県教育委員会高校教育課指導第2班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館7階

電 話：054-221-3146

e-mail：kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

別紙

令和7年度イノベーションラボ事業業務委託企画提案の評価基準

プロポーザル審査は、企画提案書、見積書等の関係書類及び参加者からの説明等について、以下の評価基準に基づき実施する。

評価項目	評価基準
事業の実効性 (15 点)	① 事業の趣旨を十分に理解し、目的に合致した内容となっているか。 ② 仕様に示した内容をあらゆる角度から検証した内容となっているか。 ③ 当該業務に類似する業務に精通しているか。
業務の実施体制 (5 点)	④ 業務を実施するに当たり十分な実施体制となっているか。
提案内容の優位性 (20 点)	⑤ アントレプレナー教育を十分に実施できる内容か。 ⑥ 受講者の学習意欲を喚起する内容か。 ⑦ 県内企業等について理解を十分に深める内容か。 ⑧ 受講者に配慮した効率的なスケジュールや会場・宿泊先となっているか。
社会的取組 (5 点)	⑨ 社会的取組を行っている事業者か。(SDGs 達成に向けた取組、規格の取得状況等)
経費見積りの妥当性 (5 点)	⑩ 当該業務内容に見合った経費見積りとなっているか。